

まごころ共済はこんな時にお支払いします！

お支払い例①

追突してしまい相手側の運転者がお亡くなりになられた。
(双方の車両全損、自車を修理工場までレッカー牽引した)

最高**300万円**をお支払い
(葬儀費用・香典・喪失利益などにご活用)

そのうち、死亡一時金として**30万円**(初期対応のための共済金)を
簡易な手続きでスピード支払い

- + 対物事故共済金特約 **30,000円**
- + 車両損害見舞金 **20,000円**
- + ロードサービス見舞金 **4,000円**

お支払い金額 **3,054,000円**

お支払い例②

出会い頭の衝突で相手車両の搭乗者3名がそれぞれ1日
だけ検査通院。契約者側の運転者と同乗者1名が2人とも
10日入院、10日通院した。(双方の車両全損、自走不可)

3日以上の入通院一時金(相手側) **30,000円**

入院(契約者側) 2人×10日×4,500円=**90,000円**
通院(契約者側) 2人×10日×2,250円=**45,000円**

- + 対物事故共済金特約 **30,000円**
- + 車両損害見舞金 **20,000円**
- + ロードサービス見舞金 **4,000円**

お支払い金額 **219,000円**

お支払い例③

バッテリーあがりにより、ロードサービス事業者の
出張応急対応サービスを受けた。

ロードサービス見舞金 **4,000円**

出資金について

当組合は中小企業のための共済の協同組合です。組合員に該当する
方で初めて当組合にご加入いただく場合は200円以上のご出資を以
たいただいたうえでご加入ください。
(すでにご出資いただいている場合は不要です。)

共済金をお支払いできない主な場合

- 運転者・傷害を被った者、共済契約者または共済金受取人の故意
- 無免許運転、酒気帯び運転等または麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・
シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態
- 被共済自動車を運転中に生じた共済契約者側の傷害によるとき
- 戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動によるとき
- 地震・噴火・津波、台風・洪水・高潮によるとき
- 原因がいかなるときでも、傷害を被った者が頸部症候群(いわゆる
「むちうち症」)、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それ
を裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの など

ご契約時にお申し出いただく事項

申込書は正確にご記入ください。記載事項が事実と異なる場合、ご
契約を解除させていただくことや共済金をお支払いできないこと
があります。

ご契約後にお申し出いただく事項

ご契約内容に変更が生じたときは、取扱代理所または当組合までご連
絡ください。特に車両の変更をされる場合はご注意ください。ご通知
がない場合、共済金をお支払いできないことやご契約を解除させて
いただくことがあります。

共済掛金は損金・必要経費になります

契約者が法人の場合.....共済掛金は損金に算入できます。
契約者が個人事業主の場合...共済掛金は必要経費に算入できます。

お問い合わせは

共済掛金のお支払いは便利な口座振替で

初回お申し込み時、お申込日の翌月(または翌々月)の振替日にお
支払いいただけます。(月払の場合、第1回目の振替日に2回(また
は3回)分の月額共済掛金をお支払いいただけます。)
ご継続の場合、ご継続月の前月の振替日にお支払いいただけます。
(月払の場合、ご継続月の前月の振替日から毎月月額共済掛金
をお支払いいただけます。)
また、満期月の15日までに申し出いただかないかぎり、前回と
同じ内容による自動更新となりますので便利です。

個人情報の取扱いについて

当組合は、共済契約に関する個人情報を共済契約の履行、当組合の
取扱う商品・サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務
委託先・再共済先等に提供を行います。
詳しくは当組合ホームページをご覧ください。当組合までお問い
合わせください。

このパンフレットについて

「まごころ共済」は「自動車事故費用共済」の愛称です。
このパンフレットは「自動車事故費用共済」の概要を説明したもの
です。詳しくは普通共済約款・特約・重要事項説明書等にてご確認
ください。
また、ご不明な点がございましたら、取扱代理所または当組合まで
お問い合わせください。

取扱代理所について

取扱代理所は当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共
済掛金の領収・共済掛金領収証の交付・契約の管理業務等の代理
業務を行っております。したがって、取扱代理所とご締結いただい
て有効に成立したご契約につきましては、当組合と直接契約され
たものとなります。

引受共済組合



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合

〒650-0011 神戸市中央区下山手通6-3-28
TEL.078-361-8080 www.ken-kyosai.or.jp

自動車事故費用共済制度

まごころ共済

まさかの自動車事故にあなたにしっかり役立つ!



“ひょうご”の中小企業を
補償でサポート!



ひょうご共済

兵庫県共済協同組合

まさかの自動車事故に あなたにしっかり役立つまごころ共済

まごころ共済はあなた(契約車両)が万が一の事故に遭遇した場合に、事故の当事者である契約車両を運転中のあなたと同乗者、そして相手側の運転者と同乗者の双方のケガと死亡に対する補償をします。

特に、あなたが加害者となる人身事故を起こした際に発生する経済的負担(死亡事故なら香典・葬儀費用、ケガの場合ならお見舞い費用、その他様々な費用)を速やかに軽減できるよう、**まごころ共済**が相手側のケガによる入通院や死亡・後遺障害に応じた**共済金をすべてあなたにお支払いし**、自賠責や自動車保険では補償されない「お見舞いの費用」などあなたの相手側への「誠意」をしっかりサポートします。

自動車事故時の相手のケガと死亡の補償

① 死亡	最高 300 万円	② 死亡一時金 (初期対応費用)	30 万円
③ 後遺障害	12~最高 300 万円	④ 入通院 合計3日以上	30,000 円
⑤ 入院 1日目から	1人あたり 4,500 円	⑥ 通院 1日目から	1人あたり 2,250 円

※①~⑥⑧~⑩は共済期間内で合計300万円を限度にお支払いします。※①~③はそれぞれ180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いします。※①~⑥は契約車両に過失がない場合にお支払いしません。※⑤⑥合計のお支払い額が3万円を超えるとき、④のお支払い事由に該当する場合は、合計額からその額を控除した額をお支払いします。※①③⑤⑥はそれぞれの上記の額を限度に実際の経済的負担額をお支払いします。※⑤⑥は対象者ごとに最高365日(実入通院日数)まで対象になります。

相手側の財物の損害に対する補償

⑦ 対物事故共済金特約
契約者に2万円以上の負担が生じたとき **30,000** 円

※契約車両に過失がない場合にお支払いしません。※共済期間内で1回のみ

上記の共済金はすべてご契約者であるあなたにお支払いします。

- あなたの誠意
- 事故解決のための費用
- 事故時に生じる諸雑費の補てんなど、事故の状況にあわせてまごころ共済の共済金を有効にご活用ください。

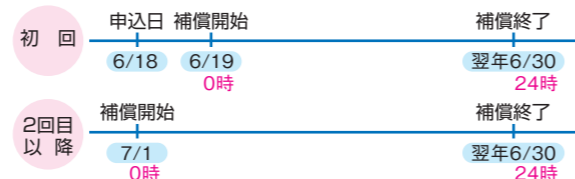


補償の対象となる運転者の範囲について

運転者	契約者の種類		
	法人	個人事業主	個人
① 共済契約者	○	○	○
② 共済契約者の同居の親族	×	○	○
③ 共済契約者が雇用している者	○	○	-
④ ①~③以外の届出運転者	任意で2名まで		

※契約者が法人の場合、①は役員等のことをいいます。

例)6月18日にお申し込みいただく場合

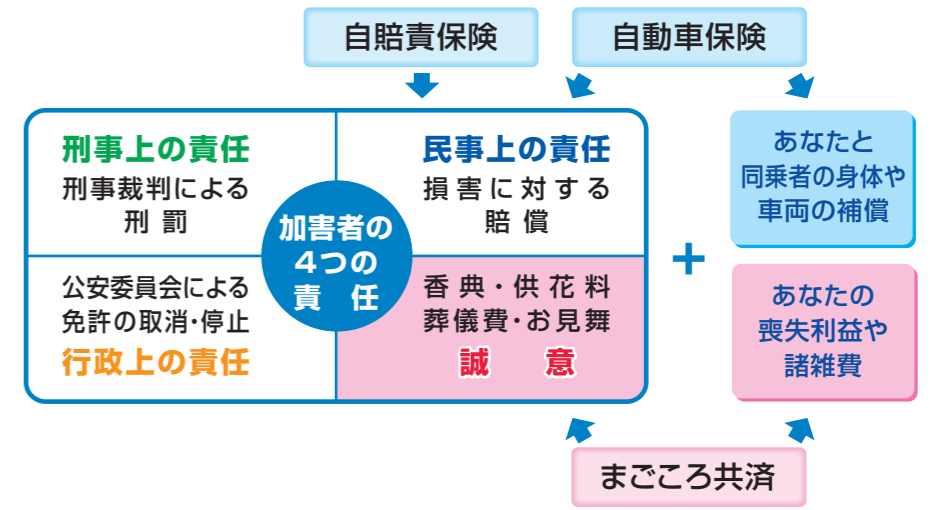


補償期間について

初回お申し込み時、補償(共済責任)は申込日翌日の0時に始まり、翌年の申込月末日の24時に終わります。2回目以降のご契約は加入中のご契約が終了する翌月1日の0時から1年間です。

Q まごころ共済ってどんな共済ですか?

A 自動車事故のとき、あなた(+同乗者)のケガと死亡の補償はもちろん、事故(特に加害事故)の際に発生するさまざまな経済的負担から、あなたをお守りする当組合オリジナルの共済です。



自動車事故時の契約者(あなた)と同乗者のケガと死亡の補償

⑧ 死亡	300 万円	⑨ 後遺障害	12~300 万円
⑩ 入院 1日目から	1人あたり 4,500 円	⑪ 通院 1日目から	1人あたり 2,250 円

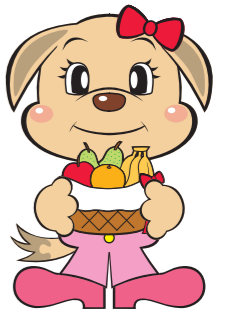
※①~⑥⑧~⑩は共済期間内で合計300万円を限度にお支払いします。※⑧⑨はそれぞれ180日以内に死亡または後遺障害が生じたときにお支払いします。※⑩⑪は合算して1日18,000円を限度にお支払いします。※⑩⑪は1事故最高365日まで対象になります。

さらに契約車両のこんなときにも

A 車両損害見舞金
契約車両に3万円以上の損害が生じたとき **20,000** 円

B ロードサービス見舞金
事故または故障でロードサービスを利用したとき **4,000** 円

※A⑧は当組合が自動付帯サービスとしてご提供するものです。よってA⑧の両方またはいずれかを、事前に通知のうえ終了する場合があります。※Aは①~⑥⑧~⑩の支払事由が発生した場合にお支払いします。(共済期間内で2回まで) ※Bは共済期間内で1回のみ。



車種・共済掛金一覧表

車種番号	車種名	ナンバープレート	年払	月払
1	自家用乗用自動車	3・5・7	10,000	1,000
2	自家用軽乗用自動車	5・7	5,500	550
3	自家用普通貨物自動車(2t超)	1	17,500	1,750
4	自家用普通貨物自動車(2t以下)	1	14,500	1,450
5	自家用小型貨物自動車	4	10,000	1,000
6	自家用軽貨物自動車	4・6	5,500	550

※車種がご不明な場合は車検査証にてご確認ください。※3・4の重量は最大積載量です。※一部の自家用特殊用途自動車はご加入いただくことができます。詳しくは取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

ご契約できない車種

- 事業用軽自動車 (共済400 あ ~~556~~)
- 事業用自動車 (共済500 あ ~~556~~)
- 二輪車
- 左記以外の車種